

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

IT実装支援の強化（獣医業界への貢献）

当社は、獣医療業界のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、動物病院の業務効率化・診療の質向上に貢献するためのIT実装支援を行います。電子カルテの活用を中心に、データ連携やセキュリティ強化、IT人材育成を支援し、獣医療現場のデジタル化を促進します。

1) 動物病院向けデータ連携支援

- 動物病院と製薬会社、検査機関、医療機器メーカーとのデータ連携を強化し、受発注・診療情報の共有をスムーズにします。検査結果や投薬履歴を電子カルテとシームレスに連携し、獣医師の診療負担を軽減します。

2) 獣医療データの相互利用促進

- AIやデータ解析を活用し、診療データを集約・分析することで、動物医療の質向上や病気の早期発見に貢献します。
- 電子カルテを活用し、予防医療や診療ガイドラインの最適化を支援し、ペットの健康管理を強化します。

3) 獣医業界におけるサイバーセキュリティ対策の助言・支援

- 動物病院の電子カルテ・予約システムのセキュリティ強化を支援し、データ漏洩やサイバー攻撃のリスクを低減します。
- クラウドシステムの安全な運用方法に関するガイドラインを提供し、適切なデータ管理を促進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先満足度調査の実施

当社は、取引先との信頼関係を強化するために、定期的に取引先満足度調査を実施します。取引先からのフィードバックを収集し、当社のサービスや対応に関する品質向上や改

善に役立てます。取引先の声を反映させることで、より良いサービスを提供し、双方の満足度を高めていきます。

株式会社MOTOCLE

代表取締役 青木 基樹

令和7年3月7日

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。